



相続手続の一番最初にやること

## 実は大変、相続人確定

遺産分割をする際には**相続人全員の同意**が必要となります。  
相続が開始されると、相続財産は相続人全員の共有の財産となるからです。

なので、相続手続の一番最初にやることは

相続人が全員揃っているか、**戸籍**を取り寄せて調査すること！

**具体的には 被相続人の出生から死亡までの戸籍**が必要です。

集める戸籍には **現在戸籍 除籍 原戸籍** の3種類があります

**現在戸籍** その名の通り現在存在している戸籍。

**除籍** 戸籍に記載されている人の全員が死亡や結婚、本籍地の移転（転籍）などによって本籍地に誰も居なくなった戸籍。

**原戸籍** 戸籍は法律の改正で全国的に様式などが変わることがあり、新しい戸籍に変わるまで使われていた古い戸籍のことを原戸籍といいます。

**ケースによっては10通以上の戸籍を取り寄せることもあります。**



お客様に聞きました

戸籍集めでの体験談



戸籍の種類によって形式が異なり、繋がり確認が難しかった



古い戸籍を読むのが難解だった



どの役所へ請求すれば良いかよく分からなくて困った



遠方の役所への郵送請求が面倒だった

大変な作業ですが…  
戸籍チェックは必要なんです！

そんなに大変なの？面倒くさい…  
身内なら相続人が誰かなんて分かってるし  
いちいち戸籍を集めずに手続できないの？

本来の相続人が全員揃っていない状態で遺産分割協議をしてしまうと、  
**協議がまとまったとしても、その協議は法的に無効になってしまいます**

**戸籍や相続人調査のご相談は、F&Partnersグループへ！**

今週の

お客様の**声**

大津市 M.S様  
依頼してよかった点は？

自宅まで足を運んでくれた。

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

